

(システム施行)

保 体 号 外
令和4年4月14日

各県立学校長 殿

保健体育安全課長
(公印省略)

児童生徒等の事故防止及び事故発生時の適切な対応に向けた安全体制の確立について（通知）

このことについては、これまでも重ねて通知してきたところですが、児童生徒等の事故防止に当たっては、安全教育の推進と安全点検を含む安全管理の徹底、さらには学校と関係機関等が連携しながら取り組んでいくことが重要となります。

つきましては、下記について別紙を参考に、学校における事故防止及び事故発生時の適切な対応に向けた安全体制の確立がなされるよう、校内の安全体制の再確認と事故防止を徹底願います。

なお、年度始めは、児童生徒等を取り巻く環境が様々変化している時期でもありますので、登下校時を含めた事故防止の徹底にも努めるよう、お願いします。

記

- 1 学校施設等の安全点検（通学路や地域の危険箇所の点検・把握も含む）の徹底
- 2 実効性のある危機管理マニュアル（防災マニュアルを含む）の作成と定期的な見直し
- 3 教職員の安全教育・安全管理に関する校内研修等の実施
- 4 各教科等における「安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）」の確実な実施
- 5 学校と地域住民や保護者及び関係機関等が連携した安全体制の確立

担 当：学校安全・防災班

主任主査（指導主事） 門脇 泰史

電 話：022-211-3669

F A X：022-211-3796

E-mail：hokenaa@pref.miyagi.lg.jp

(電子メール施行)

保 体 号 外
令和4年4月14日

各市町村教育委員会学校安全主管課長 殿
(学校安全教育担当者 扱い)

宮城県教育庁保健体育安全課長
(公 印 省 略)

児童生徒等の事故防止及び事故発生時の適切な対応に向けた安全体制の
確立について (依頼)

本県の教育行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので承知願うとともに、貴教育委員会所管の学校へ指導する際の参考としていただきますようお願いいたします。

なお、危機管理マニュアル参考様式については、4月中に下記HPに掲載予定です。

学校安全・防災トップページ

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/index.html>



担 当：学校安全・防災班 主任主査（指導主事） 門脇 泰史 電 話：022-211-3669 FAX：022-211-3796 E-mail：kadowaki-ya686@pref.miyagi.lg.jp

児童生徒等の事故防止及び事故発生時の適切な対応に向けた安全体制の確立

1 学校施設等の安全点検（通学路や地域の危険箇所の点検・把握も含む）の徹底

- (1) 校内における危険箇所を施設等の点検により適切に把握し、不備があれば速やかに安全対策を講じる。
- (2) 日常及び定期的安全点検、その点検結果を踏まえた安全対策について、組織的に対応する。なお、通学路において危険箇所がある場合は、学校が所在する所管の警察署や自治体等の関係機関等と早急に連携して対策を検討すること。

【参考】

- 令和3年12月6日付け保体第5033号「学校施設等における事故防止に向けた安全対策の徹底について」

https://www.pref.miyagi.jp/documents/1149/031206_tsuuchi.pdf



2 実効性のある危機管理マニュアル（防災マニュアルを含む）の作成と定期的な見直し

- (1) 災害を含む事故発生時に児童生徒等の安全を適切に確保できるよう、危機管理マニュアル（防災マニュアルを含む）が実効性を保つよう、避難訓練等を通じた課題を踏まえ、毎年度、定期的に必ず見直しを行う。
- (2) 防災マニュアルの見直しに際して、専門的知見を踏まえた検討が必要な場合は、県教育委員会の「学校防災に関する相談窓口」に専門家の派遣等を相談すること。

【参考】

- 学校防災マニュアル見直しの手引（令和4年 宮城県教育委員会）
※みやぎ学校防災ポータルサイト「みやぼう」に掲載

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/miyabou.html>



- 「学校防災に関する相談窓口」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/bousaisoudan.html>



- 危機管理マニュアル参考様式【以下よりダウンロード可能】

999_全校-ダウンロード> [保健体育安全課資料] > マニュアル参考様式

- イ 傷病者発生時の対応（熱中症含む）
- ロ 不審者発生時の対応
- ハ 犯罪予告、不審物等があった場合の対応
- ニ 弾道ミサイル発射等に係る対応

3 教職員の安全教育・安全管理に関する校内研修等の実施

- (1) 教職員一人一人が事故防止に対する注意義務を十分に理解し、安全教育や安全管理に積極的に関わるよう指導すること。
- (2) 不審者発生等の事件や事故災害等発生時には、全教職員が危機管理マニュアル（防災マニュアルを含む）に基づき、児童生徒等の安全確保及び応急手当等を実施できるよう、学校安全計画に位置付けている校内研修計画を着実に実施する。

【参考】

- みやぎ学校安全基本指針（平成24年 宮城県教育委員会）
第3章 安全教育・安全管理・組織活動

https://www.pref.miyagi.jp/documents/11082/110049_1.pdf



- 令和3年11月11日付け保体号外「児童生徒等の安全確保について」

https://www.pref.miyagi.jp/documents/1149/031111_tsuuchi.pdf



4 各教科等における「安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）」の確実な実施

- (1) 安全教育（生活安全・交通安全・災害安全）については、自ら考え、主体的な行動力を身に付けられるよう、各教科等における安全に関する指導を学校安全計画の中に適切に位置付け、確実に実施すること。
- (2) 安全教育は、日常生活の中でも生かされることが必要であるため、地域の災害特性や危険箇所などによる事故防止の防災教育を含めた安全指導も児童生徒等の発達段階に応じ、定期的の実施すること。

【参考】

- みやぎ学校安全基本指針（平成24年 宮城県教育委員会）
第3章 安全教育・安全管理・組織活動

https://www.pref.miyagi.jp/documents/11082/110049_1.pdf



- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年文部科学省）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_01.pdf



- みやぎ防災教育副読本「未来への絆」

<https://www.pref.miyagi.jp/site/gakkou-anzen-bousai/fukudokuhon-top.html>



5 学校と地域住民や保護者及び関係機関等が連携した安全体制の確立

- (1) 児童生徒等の事故防止及び事故発生時の適切な対応に向けては、学校と地域住民や保護者及び関係機関等と連携した安全体制の確立が重要である。そのため、地域学校安全委員会等により、学校の安全体制や災害・事件事故発生時の対応について、地域等と事前に確認をすること。特に、地域住民との合同避難訓練の実施や、保護者等による安全点検、登下校の見守りを協力いただく等の連携体制も早期の構築を目指すこと。
- (2) 地域と連携した体制構築に当たっては、県教育委員会の「学校防災に関する相談窓口」に、専門家の派遣等の相談も可能であるので活用願います。

【参考】

- 学校防災に関する相談窓口

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hotai/bousaisoudan.html>

